

報告第2号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原 一生

専決第2号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

令和8年3月31日専決

壱岐市長 篠原一生

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条

(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22

項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、「市町村の」を削り、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項を第20項とし、同条第24項中「市町村の」を削り、同項を同条第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12

条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3

項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に、に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分

までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原一生

専決第3号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

令和8年3月31日専決

壱岐市長 篠原 一生

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.33を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について57円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 687円
- (2) 特定世帯 344円
- (3) 特定継続世帯 516円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「f) 並びに」を「f)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように

加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 481円

(2) 特定世帯 241円

(3) 特定継続世帯 362円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 29円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 344円

(2) 特定世帯 172円

(3) 特定継続世帯 258円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 138円

(2) 特定世帯 69円

(3) 特定継続世帯 104円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯

150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯

250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯

400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

500円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原 一生

専決第4号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年4月6日専決

壱岐市長 篠原 一生

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額

95,248円

3 損害賠償の理由

令和7年7月8日午後4時17分頃、壱岐市郷ノ浦町本村触562番地壱岐市郷ノ浦庁舎税務課窓口において、土地家屋名寄帳発行誤りにより不要な事務を行わせた。

報告第5号

令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の
報告について

令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原 一生

令和7年度

一般会計補正予算書

(第10号)

老岐市

専決第 5 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 481,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,155,397 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日専決

壱岐市長 篠原 一生

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		284,766	12,239	297,005
	1 地方揮発油譲与税	68,992	△2,714	66,278
	2 自動車重量譲与税	204,674	15,545	220,219
	3 航空機燃料譲与税	600	153	753
	4 森林環境譲与税	10,500	△745	9,755
3 利子割交付金		867	3,295	4,162
	1 利子割交付金	867	3,295	4,162
4 配当割交付金		8,297	2,788	11,085
	1 配当割交付金	8,297	2,788	11,085
5 株式等譲渡所得割交付金		15,338	5,233	20,571
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,338	5,233	20,571
6 法人事業税交付金		40,014	216	40,230
	1 法人事業税交付金	40,014	216	40,230
7 地方消費税交付金		635,353	43,424	678,777
	1 地方消費税交付金	635,353	43,424	678,777
8 ゴルフ場利用税交付金		1,963	△300	1,663
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,963	△300	1,663
9 環境性能割交付金		26,192	△868	25,324
	1 環境性能割交付金	26,192	△868	25,324
10 地方特例交付金		7,666	250	7,916
	1 地方特例交付金	7,666	250	7,916
11 地方交付税		10,269,406	81,594	10,351,000
	1 地方交付税	10,269,406	81,594	10,351,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,616,605	△14,544	3,602,061
	1 国庫負担金	1,885,583	△11,544	1,874,039
	2 国庫補助金	1,720,701	△3,000	1,717,701
16 県支出金		2,914,915	△1,200	2,913,715
	2 県補助金	2,080,613	△1,200	2,079,413
18 寄附金		1,019,501	△248,609	770,892
	1 寄附金	1,019,501	△248,609	770,892
19 繰入金		2,802,267	△233,246	2,569,021
	1 基金繰入金	2,802,267	△233,246	2,569,021
20 繰越金		763,285	528	763,813
	1 繰越金	763,285	528	763,813
22 市債		2,024,700	△132,500	1,892,200
	1 市債	2,024,700	△132,500	1,892,200
歳入合計		27,637,097	△481,700	27,155,397

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,220,041	△399,916	5,820,125
	1 総務管理費	5,710,889	△399,916	5,310,973
3 民 生 費		6,727,081	△9,246	6,717,835
	1 社会福祉費	3,696,818	△9,246	3,687,572
	2 児童福祉費	2,254,625	0	2,254,625
4 衛 生 費		2,253,296	△2,700	2,250,596
	1 保健衛生費	1,247,915	0	1,247,915
	2 清 掃 費	1,005,381	△2,700	1,002,681
5 農 林 水 産 業 費		2,602,468	△1,036	2,601,432
	1 農 業 費	1,199,322	0	1,199,322
	3 水 産 業 費	1,317,152	△1,036	1,316,116
6 商 工 費		582,636	△5,269	577,367
	1 商 工 費	582,636	△5,269	577,367
7 土 木 費		1,766,388	△16,356	1,750,032
	2 道路橋りょう費	934,170	0	934,170
	3 河 川 費	172,434	△14,421	158,013
	4 港 湾 費	201,369	0	201,369
	5 都市計画費	27,411	△1,935	25,476
	6 下水道費	115,973	0	115,973
	7 住 宅 費	163,022	0	163,022
8 消 防 費		746,839	△4,778	742,061
	1 消 防 費	746,839	△4,778	742,061
9 教 育 費		2,291,236	△28,343	2,262,893
	1 教育総務費	296,117	△7,100	289,017
	2 小 学 校 費	435,037	△9,300	425,737
	4 幼 稚 園 費	260,131	△3,300	256,831
	5 社会教育費	563,127	△3,157	559,970
	6 保健体育費	116,897	△738	116,159
	7 学校給食費	328,071	△4,748	323,323
10 災 害 復 旧 費		940,833	△14,056	926,777
	1 農林水産施設 災害復旧費	669,477	0	669,477
	2 公共土木施設 災害復旧費	271,356	△14,056	257,300
歳 出 合 計		27,637,097	△481,700	27,155,397

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 土木費	4 港湾費	勝本港埋立事業	48,500	52,500
合 計			48,500	52,500

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	272,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	227,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	600,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	598,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民 生 債	50,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	44,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
衛 生 債	113,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	101,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	108,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	103,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
商 工 債	1,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	1,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	308,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	290,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
消 防 債	49,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	43,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 債	129,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	112,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
災害復旧事業債	142,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	122,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総 務 債	11,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	10,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	284,766	12,239	297,005
3 利子割交付金	867	3,295	4,162
4 配当割交付金	8,297	2,788	11,085
5 株式等譲渡所得割交付金	15,338	5,233	20,571
6 法人事業税交付金	40,014	216	40,230
7 地方消費税交付金	635,353	43,424	678,777
8 ゴルフ場利用税交付金	1,963	△300	1,663
9 環境性能割交付金	26,192	△868	25,324
10 地方特例交付金	7,666	250	7,916
11 地方交付税	10,269,406	81,594	10,351,000
15 国庫支出金	3,616,605	△14,544	3,602,061
16 県支出金	2,914,915	△1,200	2,913,715
18 寄附金	1,019,501	△248,609	770,892
19 繰入金	2,802,267	△233,246	2,569,021
20 繰越金	763,285	528	763,813
22 市債	2,024,700	△132,500	1,892,200
歳入合計	27,637,097	△481,700	27,155,397

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,220,041	△399,916	5,820,125
3 民生費	6,727,081	△9,246	6,717,835
4 衛生費	2,253,296	△2,700	2,250,596
5 農林水産業費	2,602,468	△1,036	2,601,432
6 商工費	582,636	△5,269	577,367
7 土木費	1,766,388	△16,356	1,750,032
8 消防費	746,839	△4,778	742,061
9 教育費	2,291,236	△28,343	2,262,893
10 災害復旧費	940,833	△14,056	926,777
歳出合計	27,637,097	△481,700	27,155,397

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
	△1,200	△455,435	56,719
	△12,700		3,454
	△11,400		8,700
	△3,210	306	1,868
	100		△5,369
	△64,300		47,944
	△5,900		1,122
△4,200	△13,800	△27,420	17,077
△11,544	△20,090	694	16,884
△15,744	△132,500	△481,855	148,399

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	284,766	12,239	297,005
	1	地方揮発油譲与税	68,992	△2,714	66,278
		1 地方揮発油譲与税	68,992	△2,714	66,278
	2	自動車重量譲与税	204,674	15,545	220,219
		1 自動車重量譲与税	204,674	15,545	220,219
	3	航空機燃料譲与税	600	153	753
		1 航空機燃料譲与税	600	153	753
	4	森林環境譲与税	10,500	△745	9,755
		1 森林環境譲与税	10,500	△745	9,755

3		利子割交付金	867	3,295	4,162
	1	利子割交付金	867	3,295	4,162
		1 利子割交付金	867	3,295	4,162

4		配当割交付金	8,297	2,788	11,085
	1	配当割交付金	8,297	2,788	11,085
		1 配当割交付金	8,297	2,788	11,085

5		株式等譲渡所得割交付金	15,338	5,233	20,571
	1	株式等譲渡所得割交付金	15,338	5,233	20,571
		1 株式等譲渡所得割交付金	15,338	5,233	20,571

6		法人事業税交付金	40,014	216	40,230
	1	法人事業税交付金	40,014	216	40,230
		1 法人事業税交付金	40,014	216	40,230

7		地方消費税交付金	635,353	43,424	678,777
	1	地方消費税交付金	635,353	43,424	678,777
		1 地方消費税交付金	635,353	43,424	678,777

2 地方譲与税 - 7 地方消費税交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	△2,714	地方揮発油譲与税	△2,714
1 自動車重量譲与税	15,545	自動車重量譲与税	15,545
1 航空機燃料譲与税	153	航空機燃料譲与税	153
1 森林環境譲与税	△745	森林環境譲与税	△745
1 利子割交付金	3,295	利子割交付金	3,295
1 配当割交付金	2,788	配当割交付金	2,788
1 株式等譲渡所得割交付金	5,233	株式等譲渡所得割交付金	5,233
1 法人事業税交付金	216	法人事業税交付金	216
1 地方消費税交付金	43,424	地方消費税交付金	10,206

款		項	目	補正前の額	補正額	計
8			ゴルフ場利用税交付金	1,963	△300	1,663
	1		ゴルフ場利用税交付金	1,963	△300	1,663
		1	ゴルフ場利用税交付金	1,963	△300	1,663
9			環境性能割交付金	26,192	△868	25,324
	1		環境性能割交付金	26,192	△868	25,324
		1	環境性能割交付金	26,192	△868	25,324
10			地方特例交付金	7,666	250	7,916
	1		地方特例交付金	7,666	250	7,916
		1	地方特例交付金	7,666	250	7,916
11			地方交付税	10,269,406	81,594	10,351,000
	1		地方交付税	10,269,406	81,594	10,351,000
		1	地方交付税	10,269,406	81,594	10,351,000
15			国庫支出金	3,616,605	△14,544	3,602,061
	1		国庫負担金	1,885,583	△11,544	1,874,039
		3	災害復旧費国庫負担金	144,000	△11,544	132,456
	2		国庫補助金	1,720,701	△3,000	1,717,701
		1	総務費国庫補助金	1,096,793	△3,000	1,093,793
16			県支出金	2,914,915	△1,200	2,913,715
	2		県補助金	2,080,613	△1,200	2,079,413
		7	教育費県補助金	34,968	△1,200	33,768
18			寄附金	1,019,501	△248,609	770,892

7 地方消費税交付金 - 18 寄附金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	33,218
1 ゴルフ場利用税交付金	△300	ゴルフ場利用税交付金	△300
1 環境性能割交付金	△868	環境性能割交付金	△868
1 地方特例交付金	250	地方特例交付金	250
1 地方交付税	81,594	特別交付税	81,594
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△11,544	漁港施設災害復旧事業費国庫負担金	△11,544
1 総務費補助金	△3,000	離島活性化交付金	△3,000
2 教育指導費補助金	△1,200	高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	△1,200

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 寄附金	1,019,501	△248,609	770,892
	2 指定寄附金	1,019,500	△248,609	770,891

19	繰入金	2,802,267	△233,246	2,569,021
	1 基金繰入金	2,802,267	△233,246	2,569,021
	1 基金繰入金	2,802,267	△233,246	2,569,021

20	繰越金	763,285	528	763,813
	1 繰越金	763,285	528	763,813
	1 繰越金	763,285	528	763,813

22	市債	2,024,700	△132,500	1,892,200
	1 市債	2,024,700	△132,500	1,892,200
	1 辺地対策事業債	272,600	△44,900	227,700
	2 過疎対策事業債	836,700	△1,500	835,200
	3 民生債	50,800	△6,200	44,600
	4 衛生債	113,000	△11,500	101,500
	5 農林水産債	108,600	△5,300	103,300
	6 商工債	1,700	△700	1,000
	7 土木債	308,600	△18,200	290,400

節		説明	
区分	金額		
1 指定寄附金	△248,609	ふるさと応援寄附金 松永記念館指定寄附金	△248,809 200

1 基金繰入金	△233,246	沿岸漁業振興基金 合併振興基金 ふるさと応援基金	306 △119,632 △113,920
---------	----------	--------------------------------	-----------------------------

1 繰越金	528	前年度繰越金（純繰越分）	528
-------	-----	--------------	-----

1 辺地対策事業債	△44,900	辺地対策事業債	△44,900
1 過疎対策事業債	△1,500	過疎対策事業債	△1,500
2 社会福祉施設整備事業債	△6,200	社会福祉施設整備事業債	△6,200
1 一般廃棄物処理事業債	△11,500	一般廃棄物処理事業債	△11,500
1 緊急自然災害防止対策事業債	△1,500	緊急自然災害防止対策事業債	△1,500
3 公共事業等債	△1,300	公共事業等債	△1,300
6 一般単独事業債	△2,500	公共施設等適正管理推進事業債	△2,500
2 公共施設等適正管理推進事業債	△700	公共施設等適正管理推進事業債	△700
1 公営住宅建設事業債	△1,800	公営住宅建設事業債	△1,800
2 緊急浚渫推進事業債	△11,600	緊急浚渫推進事業債	△11,600
3 緊急自然災害防止	△400	緊急自然災害防止対策事業債	△400

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	8 消防債	49,500	△5,900	43,600
	9 教育債	129,700	△17,400	112,300
	10 災害復旧事業債	142,500	△20,200	122,300
	11 総務債	11,000	△700	10,300

節		説明	
区分	金額		
対策事業債			
4	公共事業等債	公共事業等債	△2,700
8	公共施設等適正管理推進事業債	公共施設等適正管理推進事業債	△1,700
2	緊急防災・減災事業債	緊急防災・減災事業債	△5,900
1	緊急防災・減災事業債	緊急防災・減災事業債	△4,600
2	学校教育施設等整備事業債	学校教育施設等整備事業債	△11,900
3	公共施設等適正管理推進事業債	公共施設等適正管理推進事業債	△900
1	単独災害復旧事業債	公共土木施設等災害復旧事業債（現年災単独）	△400
2	補助災害復旧事業債	公共土木施設等災害復旧事業債（現年災補助） 農地・農林漁業施設災害復旧事業債（現年災補助）	△2,900 △16,900
1	一般単独事業債	デジタル活用推進事業債	△700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	6,220,041	△399,916	5,820,125		△1,200	△455,435	56,719
1	総務管理費	5,710,889	△399,916	5,310,973		△1,200	△455,435	56,719
	4 会計管理費	27,770	0	27,770		△700		700
	5 財産管理費	88,809	0	88,809		△600		600
	6 企画費	2,808,883	△399,916	2,408,967		400	△363,423	△36,893
	7 情報管理費	545,431	0	545,431		△300	△92,012	92,312

3	民生費	6,727,081	△9,246	6,717,835		△12,700		3,454
1	社会福祉費	3,696,818	△9,246	3,687,572		△11,000		1,754
	1 社会福祉総務費	1,464,710	0	1,464,710		△4,800		4,800
	2 社会福祉施設費	212,801	△6,746	206,055		△6,000		△746
	6 老人福祉施設費	340,721	△2,500	338,221		△200		△2,300
2	児童福祉費	2,254,625	0	2,254,625		△1,700		1,700
	4 保育所費	840,014	0	840,014		△1,700		1,700

4	衛生費	2,253,296	△2,700	2,250,596		△11,400		8,700
---	-----	-----------	--------	-----------	--	---------	--	-------

2 総務費 - 4 衛生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
		(財源調整)
7 報 償 費	△78,600	報償金(品) ふるさと納税返礼品 △78,600
11 役 務 費	△45,830	通信運搬費 郵便料 運搬料 手数料 事務処理手数料 △3,280 △15,940 △26,610
12 委 託 料	△19,631	一般業務委託料 システム保守 ふるさと納税支援業務 △251 △19,380
18 負担金、補助 及び交付金	△8,800	負担金 本土通院等航路運賃支援事業負担金 △8,800
24 積 立 金	△247,055	元金積立金 ふるさと応援基金積立金 △247,055
		(財源調整)

		(財源調整)
14 工 事 請 負 費	△6,746	建設工事費(事業用資産) 改修工事 更新整備工事
17 備 品 購 入 費	△2,500	一般備品購入費 庁用器具費
		(財源調整)

--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	保健衛生費	1,247,915	0	1,247,915		100		△100
	3 環境衛生費	90,763	0	90,763		100		△100
2	清掃費	1,005,381	△2,700	1,002,681		△11,500		8,800
	2 塵芥処理費	649,928	△2,700	647,228		△4,200		1,500
	3 し尿処理費	245,564	0	245,564		△7,300		7,300

5	農林水産業費	2,602,468	△1,036	2,601,432		△3,210	306	1,868
1	農業費	1,199,322	0	1,199,322		△3,800		3,800
	5 農地費	575,743	0	575,743		△3,800		3,800
3	水産業費	1,317,152	△1,036	1,316,116		590	306	△1,932
	2 水産業振興費	514,384	306	514,690			306	
	3 漁港管理費	148,292	△1,342	146,950		△1,610		268
	4 漁港漁場整備費	388,625	0	388,625		2,200		△2,200

6	商工費	582,636	△5,269	577,367		100		△5,369
1	商工費	582,636	△5,269	577,367		100		△5,369
	2 商工振興費	177,291	△1,390	175,901		900		△2,290
	4 観光費	277,865	△3,879	273,986		△800		△3,079

7	土木費	1,766,388	△16,356	1,750,032		△64,300		47,944
2	道路橋りょう費	934,170	0	934,170		△46,300		46,300

4 衛生費 - 7 土木費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
14 工事請負費	△2,700	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
		(財源調整)

		(財源調整)
24 積立金	306	元金積立金 沿岸漁業振興基金積立金 306
18 負担金、補助及び交付金	△1,342	負担金 県営漁港事業 △1,342
		(財源調整)

18 負担金、補助及び交付金	△1,390	事業費補助金 壱岐焼酎知名度アップ事業補助金 △1,390
14 工事請負費	△819	除却工事 解体工事
18 負担金、補助及び交付金	△3,060	事業費補助金 観光需要喚起対策事業補助金 △2,060 壱岐行き教育旅行推進事業 △1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	3 道路橋りよ う新設改良 費	723,793	0	723,793		△46,300		46,300
3	河川費	172,434	△14,421	158,013		△14,800		379
	1 河川総務費	30,757	△11,421	19,336		△11,600		179
	2 急傾斜地崩 壊対策費	141,677	△3,000	138,677		△3,200		200
4	港湾費	201,369	0	201,369		100		△100
	1 港湾管理費	201,369	0	201,369		100		△100
5	都市計画費	27,411	△1,935	25,476		△1,700		△235
	2 公園費	25,976	△1,935	24,041		△1,700		△235
6	下水道費	115,973	0	115,973		200		△200
	1 公共下水道 費	115,973	0	115,973		200		△200
7	住宅費	163,022	0	163,022		△1,800		1,800
	2 住宅建設費	86,685	0	86,685		△1,800		1,800
8	消防費	746,839	△4,778	742,061		△5,900		1,122
	1 消防費	746,839	△4,778	742,061		△5,900		1,122
	3 消防施設費	60,515	△4,778	55,737		△5,700		922
	4 防災費	16,426	0	16,426		△200		200
9	教育費	2,291,236	△28,343	2,262,893	△4,200	△13,800	△27,420	17,077
	1 教育総務費	296,117	△7,100	289,017	△4,200	△2,000		△900
	3 教育指導費	82,019	△7,100	74,919	△4,200	△2,000		△900

7 土木費 - 9 教育費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
14 工事請負費	△11,421	維持補修工事費 維持補修工事 (その他)
18 負担金、補助 及び交付金	△3,000	負担金 県営急傾斜崩壊対策事業 △3,000
		(財源調整)
14 工事請負費	△1,935	除却工事 解体工事
		(財源調整)
		(財源調整)

17 備品購入費	△4,778	一般備品購入費 機械器具費 重要備品購入費 公用車購入費
		(財源調整)

18 負担金、補助 及び交付金	△7,100	事業費補助金 離島留学推進事業 △6,000 離島留学生交通費 △1,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	小学校費	435,037	△9,300	425,737		△6,300		△3,000
	1 学校管理費	361,694	△9,300	352,394		△6,300		△3,000
4	幼稚園費	260,131	△3,300	256,831		△2,500		△800
	1 幼稚園費	260,131	△3,300	256,831		△2,500		△800
5	社会教育費	563,127	△3,157	559,970		△3,800	△27,420	28,063
	4 公民館費	170,308	△3,357	166,951		△3,900		543
	5 図書館費	47,269	0	47,269		△400		400
	6 文化財保護費	250,596	200	250,796		500	△27,420	27,120
6	保健体育費	116,897	△738	116,159		△800		62
	1 保健体育総務費	116,897	△738	116,159		△800		62
7	学校給食費	328,071	△4,748	323,323		1,600		△6,348
	1 学校給食費	328,071	△4,748	323,323		1,600		△6,348

10	災害復旧費	940,833	△14,056	926,777	△11,544	△20,090	694	16,884
	1 農林水産施設災害復旧費	669,477	0	669,477		△16,900	694	16,206
	1 農地及び農業用施設災害復旧費	669,477	0	669,477		△16,900	694	16,206
	2 公共土木施設災害復旧費	271,356	△14,056	257,300	△11,544	△3,190		678

9 教育費 - 10 災害復旧費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△1,600	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △1,600
14 工事請負費	△7,700	建設工事費（事業用資産） 改修工事
14 工事請負費	△3,300	建設工事費（事業用資産） 改修工事
14 工事請負費	△3,357	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事
		(財源調整)
24 積立金	200	元金積立金 松永記念館維持管理基金積立金 200
14 工事請負費	△738	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事
14 工事請負費	△4,135	建設工事費（事業用資産） 改修工事
18 負担金、補助 及び交付金	△613	事業費補助金 学校給食費支援事業 △613

		(財源調整)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1 公共土木施設災害復旧費	271,356	△14,056	257,300	△11,544	△3,190		678

10 災害復旧費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△14,056	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	17,874,228	17,553,967	2,152,000	2,520,098	17,185,869
(1) 総務	142,710	169,912	85,600	9,103	246,409
(2) 民生	47,929	121,464	72,200	3,722	189,942
(3) 衛生	120,600	247,300	101,500	1,591	347,209
(4) 農林水産	724,822	675,333	119,700	107,920	687,113
(5) 商工	82,203	71,238	1,000	10,966	61,272
(6) 土木	529,962	657,670	332,200	54,448	935,422
(7) 公営住宅	1,202,278	1,269,899	66,900	61,245	1,275,554
(8) 消防	237,316	270,751	43,600	17,598	296,753
(9) 教育	773,678	754,491	112,300	76,855	789,936
(10) 辺地	1,794,836	1,795,826	274,900	248,362	1,822,364
(11) 過疎	6,942,762	7,255,239	942,100	1,081,977	7,115,362
(12) 合併特例	5,275,132	4,264,844	0	846,311	3,418,533
2. 災害復旧債	592,930	531,456	152,500	91,657	592,299
(1) 補助	230,195	196,781	38,400	38,829	196,352
(2) 単独	362,735	334,675	114,100	52,828	395,947
3. その他	5,327,349	4,854,715	0	526,062	4,328,653
(1) 臨時財政対策債	5,296,703	4,828,446	0	521,684	4,306,762
(2) 減収補填債	30,646	26,269	0	4,378	21,891
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	23,794,507	22,940,138	2,304,500	3,137,817	22,106,821

報告第6号

令和7年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の
報告について

令和7年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り
越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原一生

令和7年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	自動釣銭機（キャッシュレス機能付）整備事業	12,265,000	12,265,000	0	0	10,300,000	0	1,965,000
		物価高騰対応生活応援給付金事業	254,178,000	238,943,400	0	238,943,400	0	0	0
		消費下支えプレミアム付き商品券発行事業	216,563,000	216,309,473	0	216,309,473	0	0	0
		SX推進事業	31,664,000	31,664,000	0	15,832,000	0	0	15,832,000
3 民生費	2 児童福祉費	武生水保育所高圧受電設備改修工事	9,239,000	9,239,000	0	0	6,300,000	0	2,939,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	402,000	402,000	0	402,000	0	0	0
4 衛生費	2 清掃費	勝本自給肥料供給センター貯留槽制御盤機器類更新工事	2,924,000	2,805,000	0	0	2,100,000	0	705,000
5 農林水産業費	1 農業費	郷ノ浦町堆肥センタートラックスケール更新工事	7,819,000	7,818,800	0	0	0	0	7,818,800
		県営海岸事業	250,000	250,000	0	0	100,000	0	150,000
		県営圃場整備事業	22,353,000	22,352,100	0	0	21,500,000	0	852,100
		県営老朽ため池整備事業	3,420,000	3,420,000	0	0	3,300,000	0	120,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,386,000	6,385,600	0	0	5,800,000	0	585,600
		農業水利施設ストックマネジメント事業	27,900,000	27,900,000	0	21,700,000	6,200,000	0	0
		土地改良施設維持管理適正化事業	9,500,000	9,500,000	0	0	0	9,000,000	500,000
	2 林業費	治山事業	39,300,000	29,400,000	0	11,490,000	8,700,000	0	9,210,000
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	93,000,000	82,856,200	12,200	57,344,000	25,500,000	0	0
		漁業集落環境整備費	6,600,000	6,600,000	0	0	6,600,000	0	0

令和7年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	300,918,000	243,839,000	99,000	167,526,000	66,400,000	0	9,814,000	
		道路改良費（起債）	75,100,000	57,640,000	0	0	45,400,000	0	12,240,000	
		県営道路整備事業	18,700,000	18,027,860	0	0	16,200,000	0	1,827,860	
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	46,750,000	0	35,062,500	11,600,000	0	87,500	
		県営急傾斜地崩壊対策事業	1,500,000	500,000	50,000	0	400,000	0	50,000	
	4 港湾費	勝本港埋立事業	52,500,000	52,349,900	0	0	49,600,000	0	2,749,900	
	6 下水道費	公共下水道費	4,400,000	4,400,000	0	0	4,400,000	0	0	
	7 住宅費	公営住宅改修事業	60,200,000	54,600,000	0	5,211,000	49,300,000	0	89,000	
寺頭団地修繕工事		7,062,000	6,941,000	0	0	0	0	6,941,000		
8 消防費	1 消防費	地域防災緊急整備事業	16,000,000	16,000,000	0	8,000,000	0	0	8,000,000	
9 教育費	5 社会教育費	老岐文化ホール施設整備事業	4,657,000	4,106,300	0	0	4,100,000	0	6,300	
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	562,501,000	561,577,000	0	390,003,000	0	0	171,574,000	
		2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	140,150,000	140,150,000	0	79,472,000	28,100,000	0	32,578,000
			公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	52,150,000	52,089,500	0	0	52,000,000	0	89,500
			漁港関係公共土木施設災害復旧事業（現年災）	25,340,000	15,984,000	36,962	0	3,100,000	0	12,847,038
合 計			2,119,941,000	1,983,065,133	198,162	1,247,295,373	427,000,000	9,000,000	299,571,598	

報告第7号

令和7年度老岐市下水道事業会計予算の繰越計算書の報告について

令和7年度老岐市下水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

老岐市長 篠原 一生

令和7年度壱岐市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫等補助金	下水道債	他会計出資金	損益勘定留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	壱岐市公共下水道施設改築実施計画(詳細設計)業務 【公共下水道事業】	17,790,200	0	17,790,200	7,896,000	4,600,000	4,400,000	894,200	0		公共下水道事業の施設設備更新工事に伴い、次年度以降の詳細設計業務について、工事及び本設計業務の執行残を合わせ、早期施設整備の完成を行いたいため、本設計業務を増額変更する際、標準工期が取れないため。
		合 計	17,790,200	0	17,790,200	7,896,000	4,600,000	4,400,000	894,200	0		

令和7年度壱岐市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫等補助金	下水道債	他会計出資金	損益勘定留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	芦辺地区機械設備改修工事 【漁業集落排水事業】	46,000,000	17,500,000	28,500,000	13,750,000	6,600,000	6,600,000	1,550,000	0		芦辺地区漁業集落排水施設機器設備改修工事について、水中攪拌装置の作成で納期がかかり、施設を稼働しながらの更新工事を行うため、年度内完成が困難となったため。
		合 計	46,000,000	17,500,000	28,500,000	13,750,000	6,600,000	6,600,000	1,550,000	0		

議案第32号

壱岐市監査委員条例の一部改正について

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、当該条文を引用する規定等について所要の改正を行うものである。

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例

壱岐市監査委員条例（平成16年壱岐市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第8条及び第10条中「地方公営企業法」を「地公企法」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第33号

壱岐市証紙徴収条例の廃止について

壱岐市証紙徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原 一生

(提案理由)

証紙による収入の方法を廃止することに伴い、条例を廃止するものである。

壱岐市証紙徴収条例を廃止する条例

壱岐市証紙徴収条例（平成16年壱岐市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

議案第34号

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

令和8年3月31日をもって、壱岐市長島へき地教員宿舎を解体したため、所要の改正を行うものである。

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例（平成16年壱岐市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中壱岐市長島へき地教員宿舎の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第35号

サンドーム壱岐条例の廃止について

サンドーム壱岐条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原 一生

(提案理由)

サンドーム壱岐の財産分類を変更し、利活用の推進を図るため、条例を廃止するものである。

サンドーム壱岐条例を廃止する条例

サンドーム壱岐条例（平成16年壱岐市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（壱岐市体育施設条例の一部改正）
- 2 壱岐市体育施設条例（平成16年壱岐市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
天ヶ原グラウンド	壱岐市勝本町仲触90番地1
旧鯨伏中学校グラウンド ド夜間照明施設	壱岐市勝本町布気触818番地1
勝本テニスコート	壱岐市勝本町仲触1875番地
湯本屋内競技場	壱岐市勝本町布気触977番地1
芦辺小学校グラウンド 夜間照明施設	壱岐市芦辺町芦辺浦546番地
石田スポーツセンター	壱岐市石田町石田西触1264番地4
石田小・中学校グラウンド ド夜間照明施設	壱岐市石田町石田西触1247番地
筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

体育施設	区分	使用料
天ヶ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、1時間以内3,770円、1時間増すごとに3,770円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,140円、1時間増すごとに3,140円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,610円、1時間増すごとに2,610円を追加
旧鯨伏中学校グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内1,040円 30分増すごとに1,040円を追加
勝本テニスコート	利用者	コート1面1時間につき520円
湯本屋内競技場	利用者	テニス1コートのとき、1時間以内730円、1時間増すごとに730円を追加 ミニサッカー1コートのとき、1時間以内1,460円、1時間増すごとに1,460円を追加
芦辺小学校グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内730円 30分増すごとに730円を追加
石田小・中学校グラウンド 夜間照明	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加

施設		
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加

体育施設			区分	使用料		
				単位		金額 (円)
石田 スポ ーツ セン ター	体育 室	バレーコート、 バスケットコート等	一般	1面	1時間につ き	830
			高校生以下	1面	1時間につ き	520
		バドミントンコート、 ソフトバレーコート等	一般	1面	1時間につ き	310
			高校生以下	1面	1時間につ き	200
		全面（センターコート を含む。）	一般	全面	1時間につ き	1,670
			高校生以下	全面	1時間につ き	1,040
	多目的ルーム	卓球	一般	1台	1時間につ き	200
			高校生以下	1台	1時間につ き	150
		その他	一般	1室	1時間につ	410

				き	
		高校生以下	1室	1時間につ	260
				き	
	トレーニングルーム	一般	1人	1時間につ	200
				き	
		高校生	1人	1時間につ	100
				き	
	武道場	一般	全面	1時間につ	830
			き		
		半面	1時間につ	410	
		き			
		高校生以下	全面	1時間につ	520
			き		
			半面	1時間につ	260
			き		
	シャワー	利用者	1台	1回	100

備考

- 1 一般と高校生以下が共同利用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 2 1時間未満の使用は、1時間として計算する。
- 3 多目的ルームにおける冷暖房使用は、1時間につき100円を加算する。
- 4 営利を目的とする者で入場料を徴収するときは、使用料のほか最高入場料の50倍に当たる額を徴収する。

議案第36号

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、当該条文を引用する規定等について所要の改正を行うものである。

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年壱岐市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 37 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

柳田 A 辺地、仲・大石辺地、中野郷辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地、武生水 C 辺地（変更）、沼津 B 辺地（変更）、志原 A 辺地（変更）、志原 B 辺地（変更）、初山 A 辺地（変更）、西可須辺地（変更）及び住吉辺地（変更）に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

壱岐市長 篠原 一生

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 柳田A 辺地

(辺地の人口 321 人)

(辺地の面積 3.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町牛方触、半城本村触、大浦触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町牛方触445番地1

(3) 辺地度点数

197 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

法面工・土工構造物の変状等を把握するために、壱岐市管内の主要な路線において道路ストック総点検(法面等)を実施したところ、2級市道半城里線において、第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	10,600	6,900	3,700	3,700
合	計		10,600	6,900	3,700	3,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 仲・大石 辺地

(辺地の人口 347 人)

(辺地の面積 1.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町諸吉仲触、諸吉大石触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町諸吉大石触427番地5

(3) 辺地度点数

205 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

法面工・土工構造物の変状等を把握するために、壱岐市管内の主要な路線において道路ストック総点検(法面等)を実施したところ、2級市道大石湯岳線において、第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	20,100	13,800	6,300	6,300
合計		20,100	13,800	6,300	6,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 中野郷 辺地

(辺地の人口 411 人)

(辺地の面積 4.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町中野郷西触、中野郷本村触、中野郷仲触、中野郷東触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町中野郷仲触1番地11

(3) 辺地度点数

228 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道松崎新田13号線の幸ノ元橋において、定期点検の結果、損傷が確認された。このことから、壱岐市長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から補修工事を実施する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		11,900	8,211	3,689	3,600
合計			11,900	8,211	3,689	3,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 国分 辺地

(辺地の人口 312 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町国分本村触、国分東触、国分当田触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町国分東触770番地1

(3) 辺地度点数

228 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

商高国分線は、一般県道国分箱崎線から主要地方道勝本石田線へ繋がる芦辺町国分地区を横断する重要幹線道路である。本路線は住民の生活道路として重要な役割を果たしているが、周辺に産業廃棄物処理場が存在することから、常時大型車輛の通行が多い路線である。しかしながら、道路幅員が5.0m程度であり、視距が悪い箇所が多く見受けられることから、交通安全確保のため、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	486,000	0	486,000	486,000
合計		486,000	0	486,000	486,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 石田 辺地

(辺地の人口 970 人)

(辺地の面積 4.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町本村触、南触、石田東触、石田西触

(2) 地域の中心の位置

石田町南触944番地

(3) 辺地度点数

183 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

津ノ宮線は、主要地方道勝本石田線と一般国道382号と接続する幹線道路であり、大型車輛の通行が多い路線であるが、幅員が狭く、線形不良の個所も多く存在するため、早急に整備の要がある。

山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	壱岐市	144,700	0	144,700	136,500
道路	壱岐市	壱岐市	309,200	0	309,200	309,200
合計			453,900	0	453,900	445,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 筒城 辺地

(辺地の人口 640 人)

(辺地の面積 5.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町筒城西触、筒城東触、筒城仲触、山崎触

(2) 地域の中心の位置

石田町筒城東触19

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線である。沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいる。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度 から 令和 1 2 年度 まで 5 年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	620,000	0	620,000	620,000
道路	壱岐市	309,200	0	309,200	309,200
合 計		929,200	0	929,200	929,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 武生水C 辺地

(辺地の人口 1,643 人)

(辺地の面積 3.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町永田触、片原触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町片原触219番地9

(3) 辺地度点数

156 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道獅子の子坂1号線は、県道渡良浦初瀬線から接続し、片原触集落を横断する、地元住民にとっては重要な道路であるが、幅員が狭く、視距も悪い箇所が存在するため、一般車両や緊急車輛の通行に支障を来している状況であることから、早急に整備の必要がある。

市道片原中央線は、両側切土区間における切土法面(モルタル吹付)であり、交通量が多い主要な路線である。法面施設の定期点検を実施したところ、当該箇所においてモルタル片の浮きを伴うクラックが発生しており、非常に危険な状態であった。モルタル片の剥落による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

2級市道鮎川線は、盈科小学校の通学路であるが、通学路交通安全プログラムに基づく関係者との合同点検の結果、徒歩通学する児童等が路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が十分確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、要対策箇所となった。早期に危険性を解消するため、現地状況に応じた対応策を実施し、もって通学路の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	48,550	0	48,550	48,500
道路	壱岐市	40,570	26,483	14,087	14,000
道路	壱岐市	10,000	6,900	3,100	3,100
合計		99,120	33,383	65,737	65,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 沼津B 辺地

(辺地の人口 320 人)

(辺地の面積 3.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町有安触、長峰東触、長峰本村触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町長峰本村触830番地3

(3) 辺地度点数

220 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道刈田院線は、長峰東触集落を横断する、地元住民にとっては重要な道路であるが、幅員が狭く、視距も悪い箇所が存在するため、一般車両や緊急車輛の通行に支障を来している状況であることから、早急に整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	40,260	0	40,260	40,200
合	計		40,260	0	40,260	40,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原A 辺地

(辺地の人口 458 人)

(辺地の面積 3.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町志原西触、大原触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町志原西触549-1

(3) 辺地度点数

173 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

2級市道仁駄橋線は、志原小学校の通学路であるが、通学路交通安全プログラムに基づく関係者との合同点検の結果、徒歩通学する児童等が路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が十分確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、要対策箇所となった。早期に危険性を解消するため、現地状況に応じた対応策を実施し、もって通学路の安全を確保したい。

1級市道船橋池田線は、志原小学校の通学路であるが、通学路交通安全プログラムに基づく関係者との合同点検の結果、徒歩通学する児童等が路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が十分確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、要対策箇所となった。早期に危険性を解消するため、現地状況に応じた対応策を実施し、もって通学路の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		211,519	138,000	73,519	67,000
道路	壱岐市		60,100	41,400	18,700	18,700
合計			271,619	179,400	92,219	85,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原B 辺地

(辺地の人口 393 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町平人触、釘山触、志原南触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町平人触63番地3

(3) 辺地度点数

179 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

1級市道南本線は、志原小学校の通学路であるが、通学路交通安全プログラムに基づく関係者との合同点検の結果、徒歩通学する児童等が路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が十分確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、要対策箇所となった。早期に危険性を解消するため、現地状況に応じた対応策を実施し、もって通学路の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	29,917	20,217	9,700	9,600
合計		29,917	20,217	9,700	9,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山A 辺地

(辺地の人口 479 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山西触、坪触

(2) 地域を中心の位置

郷ノ浦町坪触1190番地6

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道水畑線は、坪地区と主要地方道渡良浦初瀬線を結ぶ路線である。終点側には、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道片原梅津線は、片側切土区間における高さ9m程度の切土法面(無処理斜面)であり、交通量が多い主要な路線である。法面施設の定期点検を実施したところ、当該箇所において、崩壊跡及び不安定な浮石等が確認され、非常に危険な状態であった。浮石落下等による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

市道中山線は地域住民にとって、生活に重要な路線であるが、道路幅員が狭く、危険な状態であることから、交通安全確保のため、道路改良の必要がある。

1級市道大久保本線は、初山小学校の通学路であるが、通学路交通安全プログラムに基づく関係者との合同点検の結果、徒歩通学する児童等が路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が十分確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、要対策箇所となった。早期に危険性を解消するため、現地状況に応じた対応策を実施し、もって通学路の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	74,300	0	74,300	74,300
道路	壱岐市	20,500	13,920	6,580	6,500
道路	壱岐市	41,582	25,357	16,225	16,000
道路	壱岐市	67,000	0	67,000	67,000
道路	壱岐市	20,100	13,800	6,300	6,300
合計		223,482	53,077	170,405	170,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 西可須 辺地

(辺地の人口 385 人)

(辺地の面積 4.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町大久保触、坂本触

(2) 地域の中心の位置

勝本町大久保触1838番地7

(3) 辺地度点数

225 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

勝本地区第5分団(大坂)の小型動力消防ポンプは購入後、15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

法面工・土工構造物の変状等を把握するために、壱岐市管内の主要な路線において、道路ストック総点検(法面等)を実施したところ、2級市道加賀城線において第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

1級市道丘中田大久保線は大久保触集落から、国道382号線を横断し、霞翠小学校へ向かうための児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	3,100		3,100	3,100
道路	壱岐市	32,390	22,349	10,041	10,000
道路	壱岐市	120,000	82,800	37,200	37,000
合計		155,490	105,149	50,341	50,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 住吉 辺地

(辺地の人口 263 人)

(辺地の面積 4.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町住吉山信触、住吉東触、住吉前触、住吉後触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町住吉東触448番地9

(3) 辺地度点数

204 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

2級市道住吉長峰線において、既存の構造物の変状等を把握するために、点検を実施したところ、第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

1級市道住吉船橋線の矢良橋において、定期点検の結果、損傷が確認された。このことから、壱岐市長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から補修工事を実施する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		63,000	43,428	19,572	19,400
道路	壱岐市		12,200	8,418	3,782	3,700
合計			75,200	51,846	23,354	23,100

令和8年度

一般会計補正予算書

(第1号)

老岐市

議案第 38 号

令和 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 279,025 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,029,025 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日提出

壱岐市長 篠原 一生

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,710,212	62,052	2,772,264
	2 国庫補助金	938,210	62,052	1,000,262
15 県支出金		2,224,931	126,279	2,351,210
	2 県補助金	1,465,114	126,279	1,591,393
19 繰越金		500,000	30,271	530,271
	1 繰越金	500,000	30,271	530,271
20 諸収入		197,155	24,823	221,978
	4 雑収入	165,517	24,823	190,340
21 市債		1,616,700	35,600	1,652,300
	1 市債	1,616,700	35,600	1,652,300
歳 入	合 計	24,750,000	279,025	25,029,025

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,130,574	20,424	5,150,998
	1 総務管理費	4,773,332	20,424	4,793,756
5 農 林 水 産 業 費		2,173,113	139,470	2,312,583
	1 農 業 費	1,180,644	139,470	1,320,114
7 土 木 費		1,308,736	80,950	1,389,686
	2 道路橋りょう費	642,369	72,700	715,069
	3 河 川 費	43,121	8,250	51,371
9 教 育 費		2,515,573	38,181	2,553,754
	1 教育総務費	302,048	0	302,048
	2 小 学 校 費	526,934	0	526,934
	5 社会教育費	549,611	1,386	550,997
	6 保健体育費	210,856	36,795	247,651
歳 出 合 計		24,750,000	279,025	25,029,025

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター塵芥車購入事業	11,041
合 計			11,041

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	269,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	282,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	600,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	610,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	43,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	54,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
土 木 債	159,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	161,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,710,212	62,052	2,772,264
15 県支出金	2,224,931	126,279	2,351,210
19 繰越金	500,000	30,271	530,271
20 諸収入	197,155	24,823	221,978
21 市債	1,616,700	35,600	1,652,300
歳入合計	24,750,000	279,025	25,029,025

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,130,574	20,424	5,150,998
5 農林水産業費	2,173,113	139,470	2,312,583
7 土木費	1,308,736	80,950	1,389,686
9 教育費	2,515,573	38,181	2,553,754
歳出合計	24,750,000	279,025	25,029,025

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
7,437		8,323	4,664
118,665	10,600		10,205
56,128	25,000		△178
6,101		16,500	15,580
188,331	35,600	24,823	30,271

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,710,212	62,052	2,772,264
	2 国庫補助金	938,210	62,052	1,000,262
	1 総務費国庫補助金	617,164	10,748	627,912
	5 土木費国庫補助金	133,831	49,941	183,772
	6 教育費国庫補助金	21,047	1,363	22,410

15	県支出金	2,224,931	126,279	2,351,210
	2 県補助金	1,465,114	126,279	1,591,393
	1 総務費県補助金	294,712	△3,311	291,401
	4 農林水産業費県補助金	770,508	118,665	889,173
	6 土木費県補助金	10,068	6,187	16,255
	7 教育費県補助金	140,532	4,738	145,270

19	繰越金	500,000	30,271	530,271
	1 繰越金	500,000	30,271	530,271
	1 繰越金	500,000	30,271	530,271

20	諸収入	197,155	24,823	221,978
	4 雑入	165,517	24,823	190,340
	3 雑入	160,495	24,823	185,318

14 国庫支出金 - 20 諸収入
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務費補助金	10,748	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	10,748
1 道路事業費補助金	49,941	社会資本整備総合交付金 道路メンテナンス事業費補助金	53,573 △3,632
1 小学校費補助金	1,363	教育支援体制整備事業費補助金	1,363

1 総務費補助金	△3,311	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	△3,311
1 農業費補助金	118,665	農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 ながさき農業構造転換・ステージアップ事業補助金 長崎県経営発展支援事業 長崎県経営開始資金 集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 ながさき農業気候変動総合対策事業補助金 集落営農連携促進等事業補助金 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	41,296 5,454 3,750 263 9,775 1,550 10,702 45,875
2 河川費補助金	6,187	急傾斜地崩壊対策事業費補助金	6,187
3 社会教育費補助金	4,738	ながさきスポーツ・文化活動支援事業補助金	4,738

1 繰越金	30,271	前年度繰越金（純繰越分）	30,271

1 雑入（総務課）	4,223	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 公共交通実証事業利用者負担金	3,311 912
4 雑入（地域共創課）	4,100	コミュニティ助成金	4,100
6 雑入（文化スポーツ振興課）	16,500	ネーミングライツ事業 スポーツ振興くじ助成金	500 16,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
21	市債	1,616,700	35,600	1,652,300
	1 市債	1,616,700	35,600	1,652,300
	1 辺地対策事業債	269,600	13,000	282,600
	2 過疎対策事業債	835,200	10,200	845,400
	5 農林水産債	43,600	10,600	54,200
	6 土木債	159,200	1,800	161,000

21 市債
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 辺地対策事業債	13,000	辺地対策事業債	13,000
1 過疎対策事業債	10,200	過疎対策事業債	10,200
3 公共事業等債	10,600	公共事業等債	10,600
4 公共事業等債	1,800	公共事業等債	1,800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	5,130,574	20,424	5,150,998	7,437		8,323	4,664
1	総務管理費	4,773,332	20,424	4,793,756	7,437		8,323	4,664
	1 一般管理費	1,309,723	885	1,310,608				885
	6 企画費	2,504,072	18,635	2,522,707	7,437		8,323	2,875
	7 情報管理費	754,109	904	755,013				904

5	農林水産業費	2,173,113	139,470	2,312,583	118,665	10,600		10,205	
	1	農業費	1,180,644	139,470	1,320,114	118,665	10,600		10,205
		3 農業振興費	140,609	83,135	223,744	77,369			5,766
	4 畜産業費	298,214	3,239	301,453				3,239	
	5 農地費	590,704	53,096	643,800	41,296	10,600		1,200	

7	土木費	1,308,736	80,950	1,389,686	56,128	25,000		△178
---	-----	-----------	--------	-----------	--------	--------	--	------

2 総務費 - 7 土木費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	585	通信運搬費 郵便料	585
18 負担金、補助 及び交付金	300	事業費補助金 新たな地域コミュニティ準備補助金	300
1 報 酬	△399	附属機関委員報酬 地域公共交通会議委員報酬	△399
11 役 務 費	△10	通信運搬費 郵便料	△10
12 委 託 料	8,320	一般業務委託料 計画策定業務 実証研究業務委託料	△6,215 14,535
18 負担金、補助 及び交付金	10,724	負担金 地域公共交通利便増進計画策定事業 事業費補助金 コミュニティ助成事業	6,624 4,100
22 償還金、利子 及び割引料	904	返納金 国庫支出金精算返納金	904

18 負担金、補助 及び交付金	83,135	事業費補助金 ながさき農業構造転換・ステージアップ事業 経営発展支援事業 経営開始資金 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ながさき農業気候変動総合対策事業 集落営農連携促進等事業 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	10,909 3,750 263 9,775 1,861 10,702 45,875
18 負担金、補助 及び交付金	3,239	負担金 県獣医師確保修学資金貸与事業負担金	3,239
18 負担金、補助 及び交付金	53,096	事業費補助金 農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	53,096

--	--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	道路橋りよ う費	642,369	72,700	715,069	49,941	23,200		△441
3	道路橋りよ う新設改良 費	437,413	72,700	510,113	49,941	23,200		△441
3	河川費	43,121	8,250	51,371	6,187	1,800		263
2	急傾斜地崩 壊対策費	41,430	8,250	49,680	6,187	1,800		263

9	教育費	2,515,573	38,181	2,553,754	6,101		16,500	15,580
1	教育総務費	302,048	0	302,048	1,093			△1,093
2	事務局費	233,870	0	233,870	1,093			△1,093
2	小学校費	526,934	0	526,934	270			△270
1	学校管理費	368,918	0	368,918	270			△270
5	社会教育費	549,611	1,386	550,997				1,386
6	文化財保護 費	236,042	1,386	237,428				1,386
6	保健体育費	210,856	36,795	247,651	4,738		16,500	15,557
1	保健体育総 務費	210,856	36,795	247,651	4,738		16,500	15,557

7 土木費 - 9 教育費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	4,900	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務 4,900
14 工事請負費	67,800	建設工事費（インフラ資産） 改修工事
14 工事請負費	8,250	建設工事費（インフラ資産） 改修工事

		(財源調整)
		(財源調整)
12 委託料	1,386	一般業務委託料 システム保守 1,386
14 工事請負費	32,057	建設工事費（事業用資産） 改修工事
18 負担金、補助 及び交付金	4,738	事業費補助金 スポーツ・文化活動支援事業 4,738

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 手 当	計				
補正後	長 等	3		24,840	3.50月分 8,332	3,393	36,565	6,859	43,424	
	議 員	16	63,120		3.50月分 21,172		84,292	15,446	99,738	
	その他	1,551	97,461				97,461		97,461	
	計	1,570	160,581	24,840	29,504	3,393	218,318	22,305	240,623	
補正前	長 等	3		24,840	3.50月分 8,332	3,393	36,565	6,859	43,424	
	議 員	16	63,120		3.50月分 21,172		84,292	15,446	99,738	
	その他	1,565	97,860				97,860		97,860	
	計	1,584	160,980	24,840	29,504	3,393	218,717	22,305	241,022	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	△ 14	△ 399				△ 399		△ 399	
	計	△ 14	△ 399				△ 399		△ 399	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 当債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	17,553,967	17,185,869	1,652,300	2,207,466	16,630,703
(1) 総務	169,912	246,409	0	10,361	236,048
(2) 民生	121,464	189,942	44,500	4,396	230,046
(3) 衛生	247,300	347,209	175,600	1,597	521,212
(4) 農林水産	675,333	687,113	54,200	94,792	646,521
(5) 商工	71,238	61,272	0	10,966	50,306
(6) 土木	657,670	935,422	74,200	60,726	948,896
(7) 公営住宅	1,269,899	1,275,554	86,800	61,417	1,300,937
(8) 消防	270,751	296,753	28,600	19,246	306,107
(9) 教育	754,491	789,936	60,400	83,965	766,371
(10) 辺地	1,795,826	1,822,364	282,600	250,246	1,854,718
(11) 過疎	7,255,239	7,115,362	845,400	842,701	7,118,061
(12) 合併特例	4,264,844	3,418,533	0	767,053	2,651,480
2. 災害復旧債	531,456	592,299	0	99,182	493,117
(1) 補助	196,781	196,352	0	40,568	155,784
(2) 単独	334,675	395,947	0	58,614	337,333
3. その他	4,854,715	4,328,653	0	528,796	3,799,857
(1) 臨時財政対策債	4,828,446	4,306,762	0	524,418	3,782,344
(2) 減収補填債	26,269	21,891	0	4,378	17,513
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	22,940,138	22,106,821	1,652,300	2,835,444	20,923,677